

Info
4

特定行政書士ブラッシュアップ研修の御案内

<中央研修所>

中央研修所では、特定行政書士制度発足当初の平成27年度から、特定行政書士を対象に特定行政書士としてより実践的な知識を修得していただくことを目的に、各地に会場を設け、対面式での講義を中心とした「特定行政書士ブラッシュアップ研修」を開催してまいりました。

昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合形式での研修が実施できない状況にあったことから、この機会に「特定行政書士ブラッシュアップ研修」の内容を一新することとして検討を進め、本年度、新たに中央研修所研修サイトを利用したビデオ・オン・デマンド（VOD）方式での開催を御案内する運びとなりました。

慶應義塾大学大学院の橋本博之教授監修のもと、本年度は講師に水野泰孝弁護士を迎え、「押さえておきたい国家賠償請求制度の概略と実務」「『行政規則』への向き合い方」をテーマに2つの講座を開設する予定です。

詳細につきましては、3月末日頃までに本会ホームページに別途案内を掲載いたしますので、この機会には是非お申込みください。

受講資格 特定行政書士

研修内容 ①「押さえておきたい国家賠償請求制度の概略と実務」

国家賠償請求制度について、行政書士の先生方としても押さえておくと良いと考えられるポイントを、実務上の取扱いを含めてお話しします。

②「『行政規則』への向き合い方」

行政の現場において大きな意味を持つ、（「法令」とは異なる）「行政規則」について、申請者側としての向き合い方・行政側との建設的な関係性のあり方を一緒に考えます。

講師 水野 泰孝 弁護士

受講料 5,500円（税込、1講座分）

申込方法 中央研修所研修サイトからお申込みください。

※同サイト内で研修のお申込み・受講料の決済を行うことができます。

期間 令和4年3月末頃から順次御案内



水野 泰孝 弁護士

【経歴・活動】

(現職) 早稲田大学大学院法務研究科准教授（任期付き、実務家教員）

日本弁護士連合会行政問題対応センター事務局長

行政関係事件専門弁護士ネットワーク事務局長

水野泰孝法律事務所代表弁護士

(活動) 日々の業務の中心として行政事件を取り扱う。住民・国民側の代理人のみならず、行政側の代理人や顧問弁護士、非常勤職員など、立場を問わずに、行政事件に関与する。訴訟や審査請求に加え、多くの行政交渉にも従事する。

行政書士の先生方としても押さえておくと良いと考えられる国家賠償請求制度のポイントと、日々の業務において直面なさっている「行政規則」への向き合い方について、事後に裁判になった場合の裁判所の考え方を行政書士の先生方の業務に引き直す形で、お話させていただきます。

特定行政書士の先生方の活動のフィールドを、更に広げるにあたっての一助となるような研修にいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。